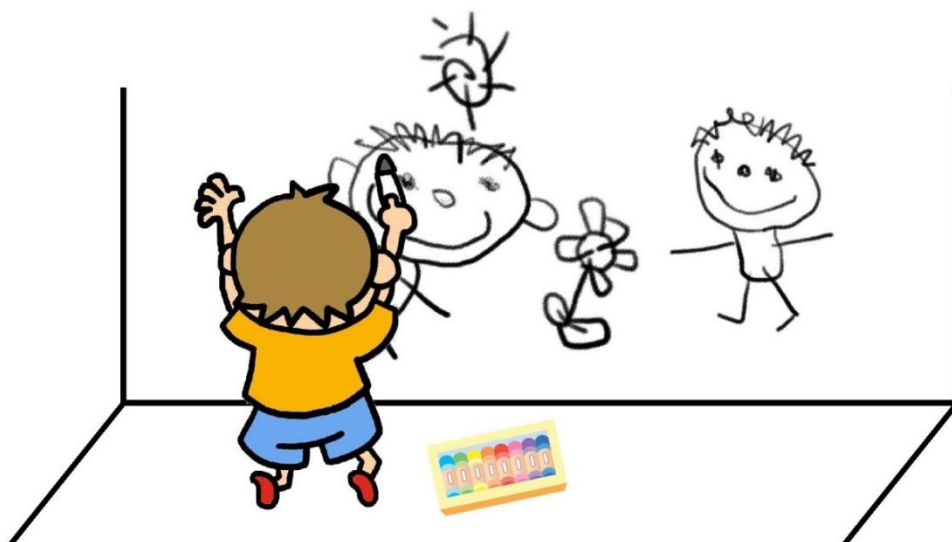


令和8年度
国分寺市民設民営学童保育所
設置事業者募集要項
(追加募集)



国分寺市子ども家庭部子ども若者計画課

令和8年8月

1 目的

国分寺市（以下「市」といいます。）では、社会情勢の変化などから、学童保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設をいいます。以下同じです。）の需要が増加しており、ほとんどの公立の学童保育所で定員を超えて児童を受入れていることから、施設が狭あいな保育環境となっています。

市は、この需要に対応するため、「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」を策定し、民間事業者の協力も得て、学童保育所の整備を進めています。

この要項では、**令和9年4月1日**に学童保育所を開所し、運営する事業者（以下「設置事業者」といいます。）を募集し、選定するために必要な事項を定めています。

2 募集対象地域、募集施設数、施設定員数及び対象児童

募集対象地域、募集施設数、施設定員数及び対象児童は、次表のとおりです。

募集対象地域	既存施設が狭あいな環境となっている以下の市立小学校から徒歩約15分以内の該当学区内の地域とします。	
	募集対象地域	市立第一小学校区 市立第九小学校区
募集施設数	募集対象地域における各小学校の通学区域に1施設（1支援単位）	
施設定員数	20人以上40人以下	
対象児童	小学1年生から3年生まで（ただし、心身に障害を有する場合は小学6年生まで）の児童 ※ 別添「民設民営学童保育所設置事業者募集要項Q&A」のQ11も併せて御参照ください。	

3 応募資格

次表の「応募条件」の全ての条件を満たしている事業者（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）であって、提案する計画は、整備を行う学童保育所について「設備及び運営の基準」を全て満たすものであることとします。

応募条件	
①	令和9年3月31日までに市内で学童保育所を整備し、かつ、令和9年4月1日に学童保育所を開所することができること。
②	学童保育所の運営に当たっては、児童福祉法、国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第26号。以下「基準条例」といいます。）、国分寺市立学童保育所条例（平成10年条例第34号）、国分寺市立学童保育所条例施行規則（平成11年規則第5号）その他関係法令・例規を遵守するとともに、東京都認証学童クラブ事業実施要綱（令和7年7福祉子家第3201号）、国分寺市認証学童クラブ運営費補助金交付要綱の要件を満たす運営を行うこと。
③	学童保育所の運営実績が1年以上あり、かつ、令和8年4月1日時点で事業者として設立してから3年以上経過していること（3期以上かつ3年以上の決算報告書が提出できること。）。
④	学童保育所の運営について、開所施設へのバックアップ体制がとれること。
⑤	入所児童の確保に向けた取組（開所する学童保育所に関する説明会の開催、整備後の施設の見学会の実施、保護者に向けた広報等）について、計画書を作成・提出し、開所前後で積極的に実施すること。
⑥	開所予定の物件について、改修前（建物建築時）の検査済証の写し（建物のオーナー等が検査済証を紛失している場合等は、台帳記載事項証明書（検査済証番号及び検査済証交付年月日の記載があるものに限る。））を提出できること。なお、整備する建物は新耐震基準をクリアしていることを条件とします。
⑦	応募するに当たって、近隣・地域住民等への説明を令和8年10月16日（金）17時までに実施するとともに、その実施結果を令和8年10月30日（金）17時までに提出できること。なお、開所後においても、近隣・地域住民等へ最大限配慮すること。 ※ 市は、応募に当たって実施される近隣・地域住民等への説明の内容等を事前に把握する必要があることから、同説明は、国分寺市民設民営学童保育所設置事業者事前調査書（様式1）の提出後に実施すること（4 応募方法も併せて御参照ください。）。

⑧	改修工事を行う場合は、 一級建築士による設計及び工事監理を実施し、改修工事後の施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に適合していることを証明する書類を令和9年2月26日（金）17時まで提出できること。
⑨	提出した計画書及び協議書に記載の内容を実施すること。
⑩	開所までの一連の手続（補助金交付に関する手続を含む。）に際して、信義則に反する行為（ここでは、相手方の信頼を裏切るような行為をいいます。）を行わないこと。
⑪	入所児童の選考は、選考基準に基づいて事業者において実施すること。なお、選考基準については、国通知「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日付け雇児総発0920第2号）等を踏まえて、事業者が作成し、市の確認を経ること。

設備及び運営の基準	
①	学童保育所の設備及び運営の基準は、以下(1)～(6)をはじめとし、応募条件②に記載のある法令・例規、国が策定している放課後児童クラブ運営指針に基づくものとする。 <u>(1) 放課後児童支援員</u> 放課後児童支援員は、基準条例第11条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了した者でなければならない。 <u>(2) 職員配置について</u> ・基準条例第11条第1項に規定する放課後児童支援員を3人以上配置すること。 ただし、2人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。 なお、土曜日や午後6時以降の時間帯で利用者が少ない場合は、上記によらず、放課後児童支援員の数、一の支援の単位ごとに2人以上配置することとしても差し支えない。この場合は、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 また、1日のうち放課後児童支援員及び補助員が交代制をとる場合は、十分な引き継ぎ時間を確保するよう努めること。 ・放課後児童支援員は、支援の単位ごとに育成支援を行うこと。

	・放課後児童支援員のうち、一の支援の単位ごとに1人以上は常勤職員であること。また、放課後児童支援員の常勤職員を複数配置するよう努めること。 なお、常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として学童クラブごとに定める運営規定に記載されている「開所している日及び時間」の全てを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。 <u>(3) 職員の育成研修</u> 子どもの育成支援の充実のため、放課後児童支援員及び補助員に対し、職場内外での研修の機会を確保し、資質の向上に努めること。 <u>(4) 開所日</u> 開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除いて開所する公立学童保育所の開所日に準ずること。 <u>(5) 開所時間</u> 開所時間は、平日は小学校の児童の下校時から午後7時まで、土曜日及び小学校の休業日は午前8時から午後7時までとする公立学童保育所の開所時間と同等又はそれ以上とすること。 <u>(6) 専用区画</u> 専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画）において、児童1人につき、1.65㎡以上の有効面積を必ず確保すること。
②	建築基準法、消防法その他関係法令の基準・要件を遵守していること。
③	各育成室内から育成室外へ、学童保育所から学童保育所外へ及び学童保育所敷地内から公道まで、 2か所2方向の避難経路 を確保すること。なお、これらの全てにおいて 重複する経路は不可 とする。
④	民家やアパートなどの社会的資源など 事業者自らが所有又は賃借する物件 において運営を行うこと。
⑤	同一施設において他の事業を行う場合は、原則、放課後児童健全育成事業を行う場所や人員を 明確に区分 できること。
⑥	障害児の受入れ・育成支援は、国分寺市学童保育所障害児保育実施規則（平成14年規則第87号）に規定する 公立学童保育所の取扱いに準じて行うこと 。
⑦	保護者より徴収する学童クラブ費は、国分寺市立学童保育所条例 別表第2に基づき、市が決定した額 とすること。

4 応募方法

設置事業者となることを希望する事業者（以下「希望事業者」といいます。）は、次表に定める書類をそれぞれ必要部数用意し、提出期限までに御提出ください。

なお、次表に定める書類にあるとおり、整備予定地域及び学童保育所の運営内容について、**事前協議**が必要となります。

期日までに事前協議が行われなかった場合の応募は、不可としますので、御留意ください。

提出書類		必要 部数	提出期限
①	国分寺市民設民営学童保育所設置事業者事前調査書 （様式1 以下「事前調査書」といいます。） ※ この書類及び別紙1「民設民営学童保育所の整備予定地 及び運営等に係る協議事項」に基づいて、事前協議を行います。	1部	令和8年 10月9日 17時まで
②	国分寺市民設民営学童保育所設置事業者申込書 （様式2 以下「申込書」といいます。）	1部	令和8年 10月16日 17時まで
③	国分寺市民設民営学童保育所設置事業者計画書 （様式3 以下「計画書」といいます。）	1部	
④	国分寺市民設民営学童保育所設置事業者協議書 （様式4 以下「協議書」といいます。）	1部	
⑤	別紙2「希望事業者提出書類一覧」(1)～(8)に規定する書類 （以下「関係書類」といいます。） ※ <u>必ずインデックスを付けてください。</u>	5部 別紙2(2) は2部	
⑥	近隣・地域住民等への説明の実施結果報告書（任意様式） ※ 実施範囲、令和8年10月28日時点の近隣住民等の反応 や意見・要望等が分かるものとしてください。 ※ 必ず、説明の実施範囲を示した地図を作成して添付して ください（近隣・地域住民等の範囲や実施方法について は、Q&A5を御確認ください。）。	1部	令和8年 10月30日 17時まで

5 希望事業者の審査

希望事業者の選定については、国分寺市民設民営学童保育所設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）を開催し、希望事業者から提出された申込書、計画書、協議書及び関係書類並びに現地の確認を基に、次表の内容について審査します。

なお、審査に当たっては、「6 審査に当たり重視する項目」を重視します。

審査内容	
①	事業の確実性（申込書、計画書、協議書、及び関係書類の内容が事実と相違ないか。）
②	事業の安定性（希望事業者が設置事業者となった場合、安定的な学童保育所運営が長期的に確保できるか。）
③	学童保育所の設置場所等（希望事業者が計画する学童保育所の立地及び周辺環境、学童保育所の設備が適切なものであるか。）
④	希望事業者の運営内容（希望事業者が適切な運営をすることができるか。）

6 審査に当たり重視する項目

市は、希望事業者の選定に当たり、希望事業者の計画内容については、次表の項目を重視します。

(1) 学童保育所の設置を行う場所	
①	各市立小学校から 通所しやすい場所 にあるか。
(2) 開所予定学童保育所の定員について	
①	公立学童保育所の狭あいな保育環境の解消のため、40人により近い定員数を設定することができるか。
(3) 障害児の受入れ・育成支援	
①	障害児の受入れ・育成支援を積極的に行うか。
(4) 外遊び・多様な体験ができる環境の確保について	
①	登録児童の外遊び環境確保のため、 屋外公園等 での遊びの環境整備や職員体制を確保するか。
②	放課後子どもプランの活用や、語学、食育、スポーツ体験等、登録児童が多様な体験をすることができる環境整備や事業を積極的に行うか。

(5) 開所前後の入所児童確保に関する取組について

①	開所前において、説明会の開催や施設見学会をはじめとした入所児童確保に向けた取組を積極的に行うか。
②	開所後においても開所前同様に入所児童確保に向けた取組を積極的に行い、また、保護者のニーズに合わせた運営を行うか。

7 審査方法

選定委員会は、希望事業者の選定について、**財務審査及び育成審査を実施**します。財務審査及び育成審査の内容については、次表のとおりです。

ただし、財務審査において「長期にわたり安定的に学童保育所を運営することが期待できる事業者」として選定されなかった事業者は、**育成審査の結果にかかわらず選定されません**。

	審査内容
財務審査	希望事業者から提出された関係書類のうち、 財務状況に関する書類 を審査し、「長期にわたり安定的に学童保育所を運営することが期待できる事業者」を選定します。
育成審査	希望事業者から提出された 計画書、協議書及び関係書類 の審査並びに希望事業者が運営する学童保育所（希望事業者が複数の学童保育所を運営している場合は、主たる学童保育所1か所）の 現地確認 を行い、育成支援内容について審査します。 なお、現地確認については、原則、現地に赴き実施いたしますが、現地に赴き実施することが妥当でないと判断されるときは、別に定める方法により実施します。

8 国分寺市民設民営学童保育所設置事業者登録台帳への登載

選定委員会の審査により獲得した点数（指数）の高い順に、希望事業者を国分寺市民設民営学童保育所設置事業者登録台帳（様式5 以下「登録台帳」といいます。）に登載します。

ただし、選定委員会が設定する基準以下の点数（指数）の希望事業者は登載しません。

なお、登録台帳の登載を辞退する場合は、国分寺市民設民営学童保育所設置事業者登録台帳登載辞退書（様式6）を御提出ください。

9 設置事業者の最終決定

選定委員会は、開所予定の施設に対する近隣住民等の反応等を勘案しながら、「**2** 募集対象地域、募集施設数、施設定員数及び対象児童」における表中の募集施設数のとおり、令和8年度の予算の範囲内で事業化できる設置事業者を登録台帳から**決定**します。

なお、選定結果については、「**8** 国分寺市民設民営学童保育所設置事業者登録台帳への登載」も含め、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく**審査請求**及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく**訴えの対象ではありません**。

10 選定結果等の通知

設置事業者の選定結果等については、次表のとおり希望事業者へ郵送により通知します。

通知区分	通知の対象
設置事業者登録台帳登載通知	登録台帳に登載された希望事業者
設置事業者登録台帳不登載通知	登録台帳に登載されなかった希望事業者 ※ 財務審査の結果「長期にわたり安定的に学童保育所を運営することが期待できる事業者」として選定されなかった事業者にも、この通知を送付します。
設置事業者決定通知	登録台帳に登載された希望事業者であって、設置事業者として決定された希望事業者

11 事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類等に関する質疑

（1）事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類等に関し質問のある希望事業者は、国分寺市民設民営学童保育所設置事業者募集に関する質問票（様式7 以下「質問票」といいます。）を用い、**令和8年9月25日（金）17時まで**に電子メールで子ども若者計画課（kowakakei@city.kokubunji.tokyo.jp）までお問い合わせください。

なお、御質問いただく前に、必ず別添の「民設民営学童保育所設置事業者募集要項Q&A」及び「民設民営学童保育所整備事業補助金交付案内」を御一読いただき、**同種・同趣旨の質問は御遠慮いただきますようお願いいたします**。

- (2) 子ども若者計画課は、**令和8年10月1日（木）まで**に問い合わせを受けた希望事業者へ電子メールにて回答します。なお、質問票において、他の希望事業者の問い合わせ内容及びその回答について情報提供を受けることを希望した希望事業者には、併せて電子メールにて送付します。

12 審査・選定スケジュール（日程）

審査・選定に係るスケジュールは、次表のとおりです。

なお、財務審査以降の日程については、希望事業者等の状況に応じ前後することがあります。

審査・選定スケジュール		
①	募集開始日（質問受付開始日）	令和8年 9月 1日
②	質問締切日	令和8年 9月25日17時まで
③	質問回答日	令和8年10月 1日まで
④	事前調査書締切日	令和8年10月 9日17時まで
⑤	申込書、計画書、協議書及び関係書類提出締切日	令和8年10月16日17時まで
⑥	近隣・地域住民等への説明の実施結果報告書提出締切日	令和8年10月30日17時まで
⑦	財務審査実施	令和8年11月 6日まで
⑧	育成審査実施	令和8年11月 6日まで
⑨	選定結果等（設置事業者登録台帳(不)登載通知）	令和8年11月13日まで
⑩	設置事業者決定通知	設置事業者決定後随時

13 提出書類の返還及び情報公開等

(1) 提出書類の返還

希望事業者から提出された事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類は、返還できません。

(2) 提出書類の情報公開

希望事業者から提出された事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類は、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）の規定に基づく公開対象文書となります。ただし、同条例第9条各号の規定に該当する場合は、非公開又は部分公開とします。

14 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 提出された事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類に虚偽の記載をした場合及び育成審査において市の質問等に対し、虚偽の回答をした場合その他開所までの手続において事業者による誠実な対応がなされない場合
- (2) 本件について、募集開始日以降「11 事前調査書、申込書、計画書、協議書及び関係書類等に関する質疑」に定める方法以外で、市に直接又は間接に連絡を求めた場合（事前協議対象物件に関すること、提出書類の記載方法及び提出する関係書類に係る質疑を除きます。）
- (3) その他希望事業者の審査に関し、公平性に影響を与える行為があった場合

15 その他（留意事項）

- (1) 事前調査書、申込書等の作成等設置事業者への募集に要する費用は、全て希望事業者の負担とします（例えば、登録台帳に登録されなかったこと、又は登録台帳に登録されたが事業決定されていないことなどを理由に、市に対して当該費用を請求することはできません）。
- (2) 設置事業者への申し込みを辞退する場合は、国分寺市民設民営学童保育所設置事業者申込（事業者決定）辞退書（様式8）を提出するものとします。
- (3) 市が設置事業者を決定した後に辞退をする場合は、事前に市と協議の上、国分寺市民設民営学童保育所設置事業者申込（事業者決定）辞退書（様式8）を提出するものとします。
- (4) 市が設置事業者を決定した後に「3 応募資格」の「応募条件」を満たさないことが発覚した場合及び「14 失格」に記載の事項に該当することが発覚した場合は、選定を取り消すものとします。この場合、選定取消しまでに発生した費用、選定取消しに要する費用及びその後の費用については、市は一切負担しないものとし、設置事業者は、市に及ぼした損害がある場合は、当該損害に対して賠償するものとします。
- (5) 事業決定の際には、市の入所案内等に掲載する施設の紹介記事の作成等に御協力いただきますので、あらかじめ御承知おきください。詳細は、事業決定の際に別途御連絡します。
- (6) 登録台帳への登録や事業決定は、希望事業者からの提案内容に基づき、選定委員会で審査した上で行っています。したがって、**事業決定後の提案内容の変更**については、**原則、認めません**。やむを得ない場合の変更については、設置事業者から変更理由を聴取（方法はその都度指示いたします。）した上で、個別具体的に判断いたしますが、当該変更が選定委員会の審査に影響を及ぼすものである場合は、**選定委員会で再審査を行う**ものとします。この場合、再審査

の結果、選定委員会が設定する基準点を下回ることになった場合や、事業決定前時点の登録台帳の順位に変動が生じることにより別の事業者が選定されるべき結果となった場合は、事業決定を取り消す場合があります。また、当該年度以降の児童福祉施設設置等の公募の際に、ペナルティを付すものとします。なお、事業決定を取り消された場合においては、事業決定取消しまでに発生した費用、事業決定取消しに要する費用及びその後の費用について、市は一切負担しないものとし、設置事業者は、市に及ぼした損害がある場合は、当該損害に対して賠償するものとします。

(7) 事業決定後、「**3** 応募資格」に記載の内容を遵守していないと判断した場合は、応募資格を遵守する旨を指示いたします。当該指示を受けても、改善されない場合は、事業を取り消す場合があります。また、当該年度以降に実施する児童福祉施設設置等に係る公募における審査の際にペナルティを付すものとします。

(8) 「**3** 応募資格」中「応募条件」の表中⑤の計画書は、児童の受入れ計画（様式9）により提出するものとし、新たに開所を予定する施設を紹介する資料（A4 カラー刷り 1枚（裏表可）。以下「紹介ページ」といいます。）を添付するものとします。なお、紹介ページは、当市が令和7年に発行した「令和8年度国分寺市学童保育所入所案内」18ページ以降の「**民設民営学童保育所の施設紹介**」に掲載することを想定し、作成するものとします。

(9) 「**3** 応募資格」中「応募条件」の表中⑧の証明書は、建築基準関係規定適合証明書（様式10）により、設計及び工事監理を実施した**一級建築士から国分寺市長あて**に提出するものとします。

(10) この要項に定めのない事項等は、別途定めます。

＜問合せ先・担当＞

国分寺市 子ども家庭部 子ども若者計画課

所 在 地：国分寺市泉町二丁目2番18号

電 話：042-325-0111（内線2604）

メール：kowakakei@city.kokubunji.tokyo.jp